

周防大島町農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の実施について

令和 8 年 7 月 19 日をもって現在の農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の任期満了にともない、次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を下記のとおり実施します。

記

1 委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

農業委員 14 名

農地利用最適化推進委員 21 名

（推進委員は農業委員会が定めた地区ごとに推薦および募集を行う）

(2) 任期

農業委員

令和 8 年 7 月 20 日～令和 11 年 7 月 19 日（3 年）

農地利用最適化推進委員

農業委員会が委嘱する日～令和 11 年 7 月 19 日（農業委員の任期満了の日まで）

(3) 身分

周防大島町の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

基本給

農業委員会会长 年額 210, 000 円

農業委員会委員 年額 187, 000 円

農地利用最適化推進委員 年額 180, 000 円

能率給

予算の範囲内で町長が定める額

※ 能率給は、周防大島町の農地利用の最適化の成果に基づき支給を決定するもので、支給を保証するものではありません。

2 業務内容

(1) 農業委員

- 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議および決定ならびにこれらに関する現地調査
- 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導ならびに監視業務等（主として実施する農地利用最適化推進委員との連携により実施）
- 地域計画・地域の農地維持に向けた意向把握、話し合いへの参加の呼びかけ・準備等

- 農家からの相談対応および農家への助言・指導
 - 情報提供ならびに研修会等への参加
- (2) 農地利用最適化推進委員
- 毎月開催される農業委員会の総会における担当区域内の農地の権利移動、転用の許可等の意見具申、これらに関する現地調査
 - 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消ならびに新規参入の促進等に伴う現地調査および指導ならびに監視行業務等
 - 地域計画・地域の農地維持に向けた意向把握、話し合いへの参加の呼びかけ・準備等
 - 農家からの相談対応および農家への助言・指導
 - 情報提供ならびに研修会等への参加

3 秘密保持義務

職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格条件

農業委員および農地利用最適化推進委員は、次に掲げる者であって、また、(3)共通条件事項の要件にいずれにも該当する者であること。なお、(4)欠格事項のいずれかに該当する者は、委員および推進委員となることはできません。

(1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

(2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

(3) 共通条件事項（農業委員および農地利用最適化推進委員）

- 周防大島町（以下「町」という。）に住所を有する者
ただし、業務の遂行に支障がなく、特別の事情があればこの限りでない
- 町が設置する他の附属機関等の委員で兼務が禁止されていない者
- 町の常勤の職員でない者
- タブレット端末を取り扱うことに支障がない者

(4) 欠格条項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 推薦および募集を行う地区

○農地利用最適化推進委員の募集地区

地区名 (担当地区)	地区の詳細	人数
久賀地区	白石、大崎、八幡、仲町、向町、山田上、山田中、山田下、向津原、西天満町、東天満町、吉町、本町、港町、洲崎、戎町、上本町、東下津原、東中津原、西中津原、上津原、久保河内上、久保河内下、畠能庄、宗光西、宗光東、流田、新開、中瀬田、丸山、佐古、庄地、前島	3
椋野地区	西ヶ原、山下浜西、山下浜東、久保田中郷、大元、木屋原、花田道面、平原大畑	1
三蒲地区	東浜北、東浜南、中塚、前港、後港、蔵本、明神松東、明神松西、西の郷、三蒲中村、新屋敷、西田、小山田北、小山田南、寺家、流東、小平、東畠、西畠、小平、流西	2
小松地区	笠佐、瀬戸、北一西、北一中、北一東、北二西、北二中、北二東、南三、南二、南一、宮の下、沖石、北石、小松中田、手崎、明新、安迫、水車、新開、砂堀、小方、松ヶ崎、金屋、唐樋、五反田、郷串、浜西、浜東、上湯所、下湯所	1
屋代地区	棟畠、屋代中村、奥村、石原、櫻原、自光寺、神領、中、原、田中、銅、徳神、吉井、郷の坪、吉兼、上北迫、下北迫、東北迫、上砂田、砂田、下砂田、川地、羽越、上片山、中片山、下片山、石小田、先小田、中小田、和田、屋代中田	2
沖浦地区	浜、塩町、奥田中、木原、里、森添、大歳、塩田、立石、皆地、上荷内、下荷内、赤石、中浜、迎原、原定、久保庄、下庄、坂本、西浜、川窪、中開地、天神東、明神、追通、大東、久保、家房原、割石	2
安下庄地区	鹿家、安高、原、古城、和戸、塩宇、西浦、真宮、正分、長天、安下、源明、川間、田中、三ツ松、庄	2
秋地区	大泊、吉浦、秋	1
日良居地区	長浜、日前郷、日前浜、土居、油良、浮島	2
白木地区	下田、長崎、西方、船越、外入、伊崎、地家室、佐連、沖家室	2
森野地区	小積、大積、平野、森、神浦、和佐	1
和田地区	和田、小泊、内入	1

油田地区	情、伊保田、小伊保田、雨振、両源田、油宇、日向泊、馬ヶ原	1
------	------------------------------	---

注：推薦及び応募において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員を兼任することはできません。

6 推薦及び募集を行う期間

令和8年1月7日（水）から 令和8年2月12日（木）まで

7 推薦及び募集に係る手続き

(1) 推薦による手続き

- ① 農業者からの推薦にあたっては、農業者3名以上が連名により、文書をもって推薦する。
- ② 農業者が組織する団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が、文書をもって推薦する。
- ③ 推薦する文書には、次の事項を記載してください。
 - 推薦する者の住所、氏名、職業、年齢および性別
 - 推薦をする者が法人または団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
 - 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
 - 農業委員の推薦にあっては、推薦を受ける者が認定農業者等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号イからヌまでに規定する者）に該当するか否かの別（注：農業委員のみ）
 - 推薦の理由
 - 推薦を受ける者が、農業委員および農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別
 - 農地利用最適化推進委員の推薦にあっては、4の(2)で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において推薦をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ）
- ④ 推薦をする者及び団体等は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者推薦書（様式1号）により、農業委員にあっては周防大島町長宛に、また、農地利用最適化推進委員にあっては周防大島町農業委員会宛に提出してください。

(2) 応募による手続き

- ① 一般募集に応募する者は、次の事項を記載してください。

- 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴および農業経営の状況
 - 農業委員の応募にあっては、応募する者が認定農業者等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号イからヌまでに規定する者）に該当するか否かの別（注：農業委員のみ）
 - 応募の理由
 - 応募する者が、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別
 - 農地利用最適化推進委員の応募にあっては、4の(2)で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において推薦をする地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ）
- (2) 応募をする者は、各委員にかかる上記の必要事項を記載したうえで、各委員候補者応募申込書（様式2号）により、農業委員にあっては周防大島町長宛に、また、農地利用最適化推進委員にあっては周防大島町農業委員会宛に提出してください。

8 推薦及び募集に係る書類の提出

推薦をする者および団体等ならびに一般募集に応募する者は、「6 推薦及び募集に係る手続き」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に関係書類を添えて、周防大島町農業委員会事務局に提出してください。

(1) 提出方法

郵送または持参により提出してください。

- 持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、令和8年1月7日（水）から令和8年2月12日（木）の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。
- 郵送で提出する場合は、推薦及び募集期限までに周防大島町農業委員会事務局必着とします。封筒の表に「農業委員公募」又は「農地利用最適化推進委員公募」と朱書きし、書留等の確実な方法により送付してください。なお書留等によらない郵便での不着には対応できません。

(2) 提出先

周防大島町役場 産業建設環境部 農林水産課内
周防大島町農業委員会事務局

9 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況および結果について、町ホームページ等で、提出のあった推薦および応募に係る書類をもとに次のとおり公表します。

(1) 公表する事項

- 推薦をする者の住所以外の規定された事項
 - 推薦を受けた者および応募した者の住所以外の規定された事項
 - 推薦を受けた者の数および応募した者の数のうち認定農業者等の数
- (2) 公表する時期
- 推薦及び募集の期間の中間
 - 推薦及び募集の期間の終了後

10 選考方法

(1) 農業委員

町長は、周防大島町農業委員候補者評価委員会に候補者の評価に関する意見を求める、推薦および募集の結果ならび評価委員会の意見の報告を受け、委員候補者の中から委員に任命する予定の者を決定の上、周防大島町議会の同意を得た上で、委員を選任する。

結果については、令和8年6月定例町議会の同意を得たのち、7月上旬以降に町ホームページ等で公表します。

(2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会総会において、選考する。

結果については、新たな農業委員による総会での決定によることから、8月上旬以降に町ホームページ等で公表します。

11 その他の注意事項

- (1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- (2) 推薦書および応募申込書の提出は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、委員及び推進委員となることが決定されたものではありません。
- (3) 推薦および応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担になります。
- (4) 推薦および応募に係る様式は、町ホームページからダウンロードするか、町農業委員会事務局で入手できます。

12 問い合わせ

周防大島町役場 産業建設環境部 農林水産課内

周防大島町農業委員会事務局

〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀 5134 久賀庁舎内

電話：0820-79-1002 FAX：0820-79-1021